

北沢税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒156-8555 世田谷区松原6-13-10 Tel 03(3322)3271(代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は ご自分の

スマホ からが便利です！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

事前申込制となりますのでご注意ください

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

実施日	事前申込方法	会場	受付時間
令和6年	○ オンライン申込 令和6年1月10日(水)開始 ※ 右下事前申込サイト参照	梅丘パークホール (2階集会室) 世田谷区 松原6-4-1	9:30~11:30
① 1月29日(月)	○ 電話による申込 令和6年1月10日(水)開始		13:00~15:30
② 2月2日(金)	【事前申込専用番号: 03-6745-6317】		【事前申込をお願いします】
③ 2月6日(火)	(受付時間: 平日9:00~16:00)		
④ 2月7日(水)			

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。
- 申告書等の提出のみの場合は、郵送又は管轄の税務署窓口にてご提出ください。
- 税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込をされた方を対象**とさせていただきます。
- 事前申込専用番号に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。
また、電話による申し込みは、大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/kitazawa/zei/booking_pages#pageContent

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	ヘルサル渋谷ファースト ※北沢税務署では、申告書の作成・相談は行っておりません。	渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階 ※会場には、駐車場及び駐輪場はありません。	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
- ③ ご自身のスマートフォン

案内図



入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
 - 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
 - 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
 - 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
- 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
 - 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
 - e-Taxでデータ送信

オンラインで事前発行

友だち追加はこちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

マイナポータル連携の概要は

こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は

こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、北沢税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)

